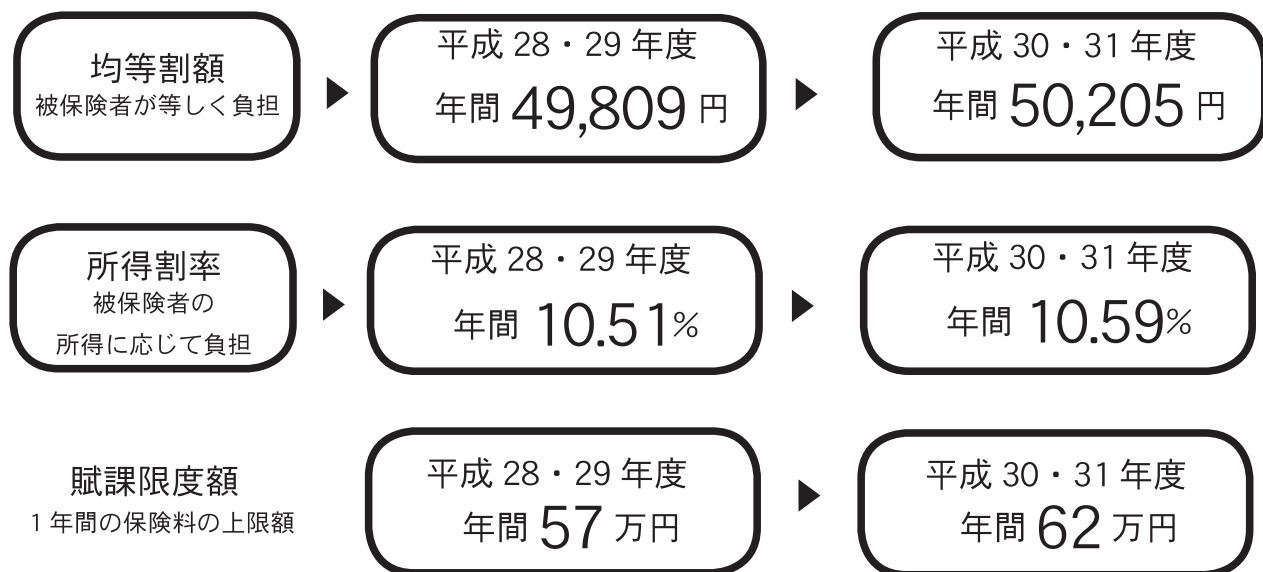


後期高齢者医療保険料のお知らせ 保険料率が変わりました



均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

平成 29 年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)

平成 30 年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)

保険料の計算方法

保険料額は、均等割額と所得割額の合計で算出します。

$$\begin{array}{rcl} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 50,205 \text{ 円} & + & (\text{所得} - 33 \text{ 万円}) \times 10.59\% \\ & = & \text{1 年間の保険料} \\ & & (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得割の軽減について

平成 29 年度まで、一定の所得以下の方について所得割が「2 割」軽減されておりましたが、平成 30 年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 5 割軽減になります（平成 30 年度から、均等割軽減割合が「7 割」から「5 割」へと変更されました）。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601
安平町役場税務住民課税務グループ ☎ ㊟ 2513